

【ポスター発表】

性の多様性に関するソーシャルワーク教育のあり方の検討

ー性的マイノリティ（LGBT）に関する研究の動向とテキストの記載状況を踏まえてー

○ 富山福祉短期大学 松尾 祐子 (008369)

荒木 晴美 (中京学院大学・009322)

キーワード：ソーシャルワーク教育、性的マイノリティ、多様性の尊重

1. 研究目的

性の多様性の尊重については、2005年に採択された社会福祉士の倫理綱領の倫理基準の1)利用者に対する倫理責任の11に「性別、性的指向等の違いから派生する差別やセクシュアル・ハラスメント、虐待をしない」と記載されている。しかし養成校の授業に殆んど取り入れられず、2008年の厚生労働省が定めた社会福祉士養成課程の教育内容に、性の多様性や性的マイノリティ（LGBT）について記載されなかった。

その後、2014年のソーシャルワークのグローバル定義の中には「多様性（ダイバーシティ）」の語が加えられ、日本のソーシャルワーク教育の中で多様性（人種、年齢、障害、階級、性的指向性など）に関する教育を行う必要性が指摘されている（三島2015）。アメリカの大学・大学院のソーシャルワーカーの教育課程では、性的マイノリティ（LGBT）について「人間行動と社会環境(HBSE)」という必須科目をはじめ、様々な科目の中で取り上げられている（加藤2017）。日本においても性の多様性の尊重について授業に取り入れる養成校が少しずつ増えている。本学では、2年前より当事者をゲストスピーカーとして授業に招いている。

そこで本研究では、性的マイノリティ（LGBT）に関する研究の動向と、養成校で使用されているテキストへの性的マイノリティ（LGBT）の記載状況を踏まえて、今後どのようにソーシャルワーク教育に性の多様性の尊重を取り入れることが可能であるか考察する。

2. 研究の視点および方法

国立情報学研究所論文情報ナビゲータ（CiNii）を用いて、「性的マイノリティ」「LGBT」、「性的マイノリティ 教育」「LGBT 教育」、「性的マイノリティ 福祉」「LGBT 福祉」のキーワードで2017年4月までを検索し、どのような分野で研究が行われているのか現状を調査した。

テキストへの記載状況については、性的マイノリティ（LGBT）との関連が深いと考えられる「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」「現代社会と福祉」「相談援助の基盤と専門職」「相談援助の理論と方法」「相談援助演習」のテキストと、授業のサブテキストとして使用される事例集を調査し内容を検討した。

3. 倫理的配慮

本学会の研究倫理指針に基づき報告を行う。

4. 研究結果

CiNiiで「性的マイノリティ」「LGBT」を検索すると一番古い論文は1996年に1件抽出され、2017年4月までの合計は570件となっている。教員向けの雑誌に特集が組まれた年(2001)やビジネス雑誌に特集が組まれた年(2007)の件数が多くなっている。2015年(132件)、2016年(218件)と急増し、特に「LGBT」のキーワードでの件数の増加が著しい。その背景には、心理、精神科、思想、人権、労働関連の雑誌に組まれたLGBTの特集や、医学・看護教育に関する論文や当事者による研究の増加がみられた。「性的マイノリティ 教育」「LGBT 教育」で検索される論文も増加し合計120件で、当事者参加型授業に関する論文もみられた。その一方で「性的マイノリティ 福祉」「LGBT 福祉」のキーワードから検索された論文は合計7件だった。

テキストについては2014年以降に改訂版を出版している中央法規、弘文堂、全国社会福祉協議会の3社のテキストと、2冊の事例集について調査した。「相談援助演習(弘文堂)」のテキストには差別されやすい属性としてLGBTが挙げられていたが、その他のテキストに記載はなかった。事例集には在日外国人への支援の事例は記載されているが、性的マイノリティ(LGBT)の事例はなかった。しかし上記以外では「スクール(学校)ソーシャルワーク論(中央法規)」に「マイノリティの子どもの実態」の中に、2010年に文部科学からの通知について記載されていた。

5. 考察

性的マイノリティ(LGBT)について様々な分野で研究が行われていることは、当事者が抱える問題が、学校生活から心理、医療、就労など多岐に渡っていることを表している。その一方でいじめや不登校、貧困や自殺など福祉に関連が深いにも関わらず、福祉分野における論文件数が少ない状況である。そしてテキストに性的マイノリティ(LGBT)についての殆ど記載がない背景には、厚生労働省の指針に含まれていないことが影響しているといえる。教育に取り入れられるかは、テキストに記載されているかに影響を受ける。

今後は、特に関連が深い「児童・家庭福祉論」の科目をはじめ、「現代社会と福祉」で教える社会問題の一つとして、性的マイノリティ(LGBT)の抱える諸問題について担当教員が意識して取り入れることが期待される。「相談援助の基盤と専門職」「相談援助の理論と方法」の科目においては、倫理綱領についての授業をはじめ、マイノリティの人権の一つとして「性の多様性」「性的指向」「性的にマイノリティ(LGBT)」について学生に教えていくことが必要である。「相談援助演習」の科目では、事例などを通して具体的な支援方法や関わり方を教えることが大切である。当事者参加型授業も一つの方法である。

性の多様性をソーシャルワーク教育に取り入れるためには、「テキストに記載すること」「担当教員が意識して授業に取り入れること」「当事者と共に授業内容を研究すること」が必要といえる。そしてこのようなソーシャルワーク教育を行う前提には、性の多様性をもつ学生が社会福祉を学ぶ環境を整えることが必要である。